

居宅系サービス事業所等における停電時の対応について（概要）

胆振総合振興局管内で発生した停電の影響を受けた居宅系サービス事業所・居宅介護支援事業所へのアンケート調査の結果を踏まえて、各事業所における停電時の対応を取りまとめました。

1 通信手段の確保

- ・ 固定電話が使用不能になり、利用者の安否確認などで携帯電話を使用する必要性が生じていたことから、携帯電話での連絡先の確認、停電時に携帯電話の充電が可能な機器を確保しておくことが必要。

2 交通への影響に伴う対応

- ・ 信号機や踏切が停止したことで、訪問や送迎が困難となっていたことから、携帯電話によるサービス内容の連絡や、通所事業所における延長利用や一時的な宿泊等を想定した対応が必要。

3 利用者情報の保管

- ・ パソコンが使用不能となり、利用者情報の確認ができなくなる状況が認められたため、印刷物での情報の保管や、バッテリー搭載パソコン等によるデータ管理が必要。

4 非常用防災用品の確保

- ・ 照明機器や電化製品が使用不能になったため、懐中電灯、非常用食料等、防災用品の備蓄が必要。
- ・ 特に冬期間は、寒さによる健康被害への影響が大きいことから、ポータブルストーブ、カイロ、防寒着等の暖をとるための物品の確保が重要。

5 避難場所の確認

- ・ 情報収集手段が限定的になることから、利用者の健康状態や障がい特性等を踏まえ、適切な避難場所を事前に確認しておくことが必要。
- ・ 一時的な家族への受入の可否の確認も必要。

6 関係機関との連携

- ・ 市町村等関係機関と非常時の連携体制を、事前に確保しておくことが必要。
- ・ 特に医療機器使用者については、医療機関や医療機器提供事業者とも連携し、停電時の影響や、緊急時の受入先の確認等の対策を検討しておくことが必要。